

資 料

目 次

1	佐賀市協働指針策定の主な経緯	1
2	佐賀市協働指針策定市民会議設置要綱	2
3	佐賀市協働指針策定市民会議委員名簿	3
4	佐賀市協働指針策定の様子	4

1 佐賀市協働指針策定の主な経緯

年 月	内 容
平成18年12月	○市議会一般質問において市民生活部長が協働指針策定に言及
平成19年 3 月	○市議会一般質問において市民生活部長が協働指針策定の検討を答弁 ○第一次佐賀市総合計画において「行政、市民や地域、NPO等の市民団体、企業等さまざまな主体の参画を求めて『本市における“協働”のあり方』に関する基本的な考え方を確立する」と明示
平成19年12月	○市議会一般質問において平成20年度中の協働指針策定を市長が明言
平成20年 3 月	○市民活動推進課により協働指針を考える市民との意見交換会を実施
平成20年 7 月	○協働に関わる様々な分野からなる12名による「佐賀市協働指針策定市民会議」を設置 ○第1回佐賀市協働指針策定市民会議 開催
平成20年 8 月	○第1回庁内ワーキンググループ会議 開催 ○第2回佐賀市協働指針策定市民会議 開催
平成20年 9 月	○第2回庁内ワーキンググループ会議 開催 ○第3回佐賀市協働指針策定市民会議 開催
平成20年10月	○第3回庁内ワーキンググループ会議 開催 ○第4回佐賀市協働指針策定市民会議 開催
平成20年11月	○第4回庁内ワーキンググループ会議 開催 ○庁内若手職員による協働指針検討会 開催 ○協働指針案の内容に関するアンケート調査実施
平成20年12月	○佐賀市議会総務委員会へ指針案の説明を実施 ○第5回佐賀市協働指針策定市民会議 開催 ○佐賀市パブリックコメント（市民意見聴取制度）による意見募集実施〔平成20年12月26日～平成21年1月30日〕
平成21年 2 月	○第6回佐賀市協働指針策定市民会議 開催 ○市民会議での指針の検討を終了し、市民会議から市長へ報告。
平成21年 3 月	○「佐賀市『参加と協働をすすめる指針』」策定を完了

2 佐賀市協働指針策定市民会議設置要綱

(設 置)

第1条 佐賀市協働指針（以下「協働指針」という。）の策定にあたって、広く市民の意見を指針づくりに活かすため、佐賀市協働指針策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、佐賀市の協働指針の策定に関する事項について検討・協議する。

(組 織)

第3条 市民会議は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、各種市民活動団体関係者、公募市民、企業関係者、行政関係者等のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 市民会議の会議は、会長が招集する。

2 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 市民会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 市民会議の庶務は、市民生活部市民活動推進課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月22日から施行する。

3 佐賀市協働指針策定市民会議委員名簿

区 分	氏 名	所属・役職等	備 考
学識経験者	上野 景三	佐賀大学 文化教育学部長	会 長
企業関係者	富吉賢太郎	佐賀新聞社 論説委員長	副会長
市民活動団体関係者 (テーマ型組織)	石田美恵子	NPOさが 代表	
市民活動団体関係者 (テーマ型組織)	大野 博之	特定非営利活動法人 地球市民の会 専務理事兼事務局長	
市民活動団体関係者 (テーマ型組織)	川副 知子	特定非営利活動法人 佐賀県CSO 推進機構 代表理事	
市民活動団体関係者 (ボランティア団体)	小林 紀	佐賀市ボランティア連絡協議会 会長	
市民活動団体関係者 (地縁型組織)	伊東 史朗	佐賀市開成校区自治会長会 会長	
公募市民	徳永 浩	佐賀県行政書士会 部長理事	
公募市民	西山新太郎	佐賀大学学生まちづくり広場「ばる ん」 代表	
企業関係者	多良 淳二	佐賀銀行 総務部総務厚生グループ 業務役	
行政関係者	白木 紀好	佐賀市 企画調整部長	
行政関係者	吉村 重幸	佐賀市教育委員会 こども教育部長	

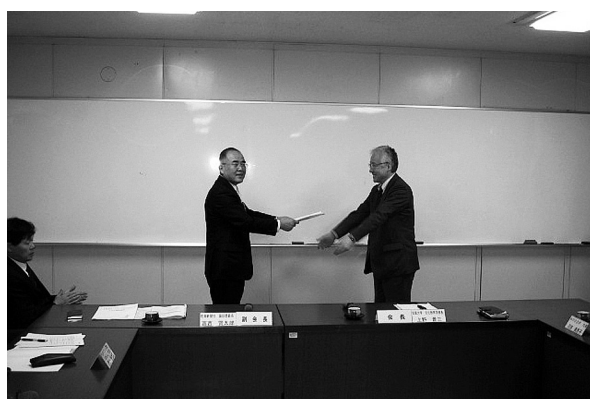
4 佐賀市協働指針策定の様子



協働指針策定市民会議での検討



協働指針策定市民会議 最終回



協働指針案の市長への手渡し式



市民会議委員と市長との意見交換会



協働指針の庁内若手職員検討会



佐 賀 市

「参加と協働をすすめる指針」

—みんなで取り組むまちづくりのために—

編集・発行／佐賀市 市民生活部 市民活動推進課 市民活動推進係

〒840-0801 佐賀市駅前中央1丁目8-32 アイ・スクエアビル4F

TEL (0952) 40-7078

FAX (0952) 40-2050

E-mail katsudo@city.saga.lg.jp

佐賀市HP <http://www.city.saga.lg.jp>

発行日 平成21年4月

この冊子は1部あたり約268円で作成しています。
(ただし人件費等間接経費は含まれておりません。)